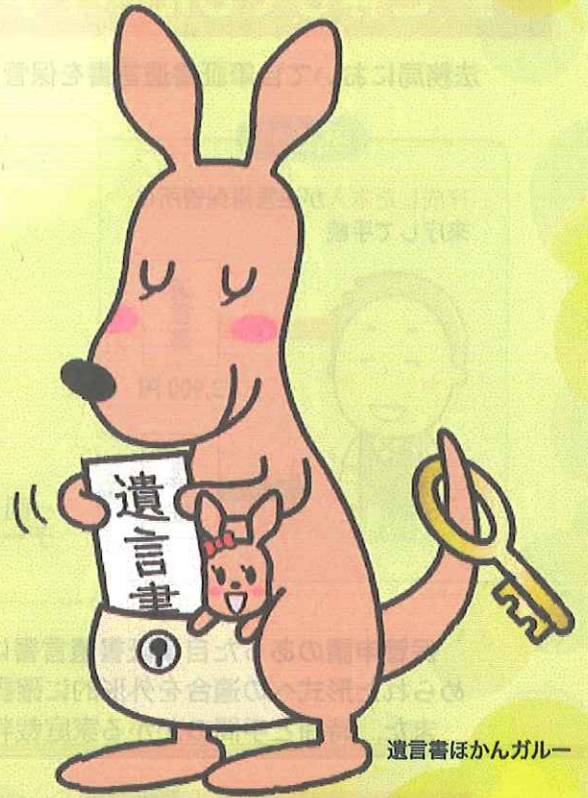


あなたの**想**いを  
**未**来につなぐ  
**法務局の**  
**2つ**の**制**度



あなたの大切な**遺言書**をお預かりします！

自筆証書遺言書  
 保管制度



面倒な**相続**手続をより速く！より便利に！

法定相続情報  
 証明制度



**2つの制度**を分かりやすく解説！**講師派遣**のお申込み承ります。



津地方法務局

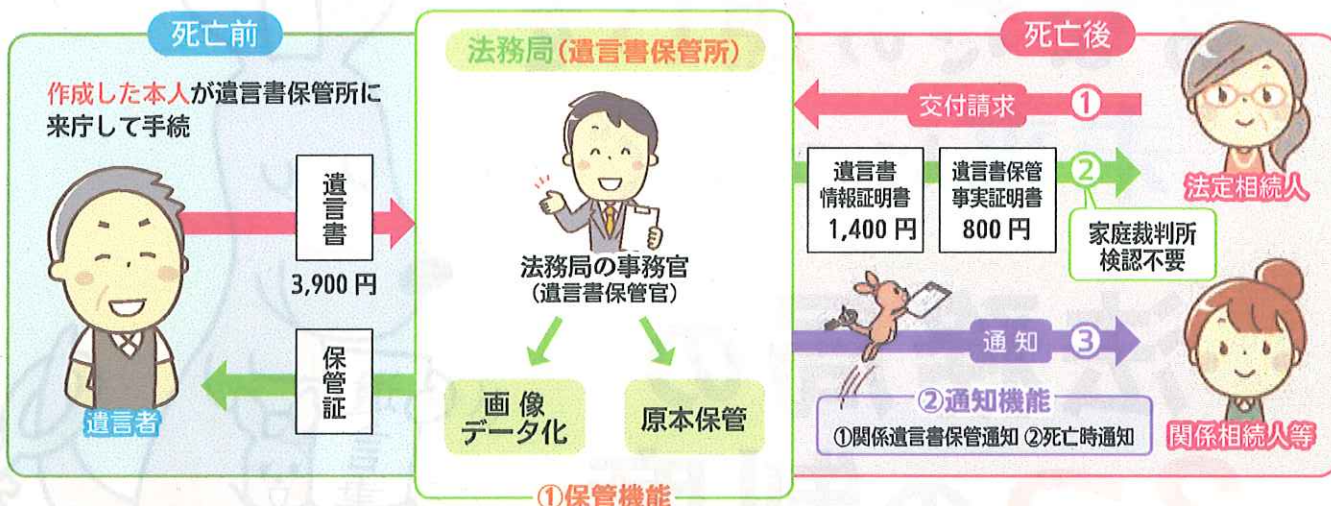
各制度の詳細は**最寄りの法務局**にお尋ねください！

本局	TEL.059-228-4191	〒514-8503 津市丸之内 26-8 (津合同庁舎)
四日市支局	TEL.059-353-4365	〒510-0068 四日市市三栄町 4-21 (四日市法務合同庁舎)
伊勢支局	TEL.0596-28-6158	〒516-8503 伊勢市岡本一丁目 1-13 (伊勢法務合同庁舎)
松阪支局	TEL.0598-53-1501	〒515-8510 松阪市高町 493-6 (松阪地方合同庁舎)
桑名支局	TEL.0594-32-5361	〒511-0912 桑名市星見ヶ丘一丁目 101-2 (桑名法務総合庁舎)
伊賀支局	TEL.0595-21-0804	〒518-0007 伊賀市服部町三丁目 117-1
熊野支局	TEL.0597-85-2310	〒519-4324 熊野市井戸町 673-7 (熊野法務合同庁舎)
鈴鹿出張所※	TEL.059-382-1171	〒513-8510 鈴鹿市神戸一丁目 24-3 (鈴鹿法務総合庁舎)
尾鷲出張所※	TEL.0597-22-0598	〒519-3614 尾鷲市南陽町 6-34 (尾鷲地方合同庁舎)

※法定相続証明情報制度のみ取り扱っています。

# 1 ご存じでしたか？手軽で安心な遺言書保管

法務局において自筆証書遺言書を保管します！



保管申請のあった自筆証書遺言書について、公的機関である法務局の遺言書保管官が、法律で定められた形式への適合を外形的に確認し、長期間大切に保管します。また、時間と手間のかかる家庭裁判所の検認が不要となります。

## 保管申請の持参物

- 1 遺言書
- 2 保管申請書
- 3 本籍及び筆頭者の表示のある住民票の写し
- 4 写真付きの本人確認資料 (運転免許証、マイナンバーカード等)
- 5 手数料 3,900円 (収入印紙)

## メリット

- 遺言書の紛失・亡失・隠とく・改ざん なし
- 相続人等への通知
- 家裁の検認手続 不要
- 方式不備による無効 減少
- いつでも撤回可能

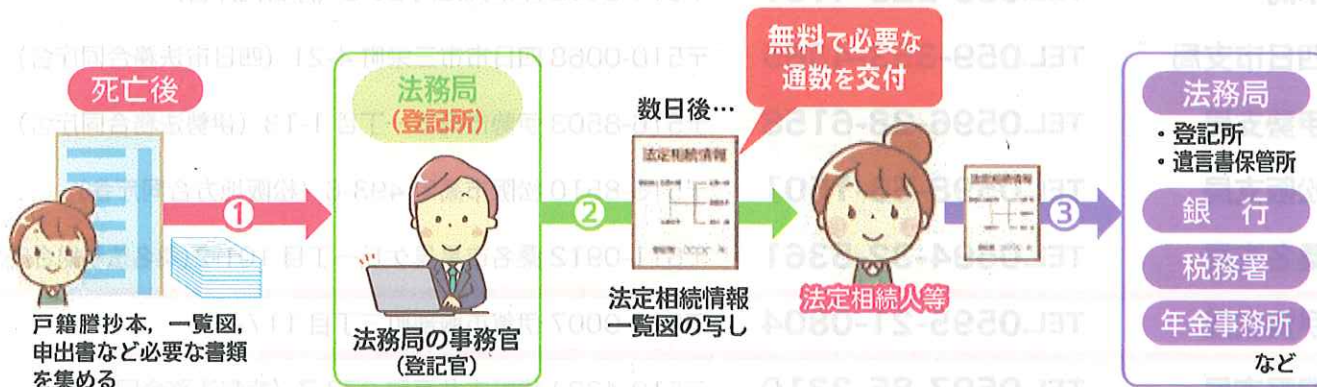


# 2 速くて便利！法定相続情報証明制度

各種相続手続には戸籍関係書類一式を提出する必要があり、手間と時間がかかります。

この制度では、戸籍関係書類を登記官が確認し、法定相続人が誰であるかという証明書を無料で必要な通数交付します。

これにより、各種相続手続で戸籍関係書類の束を何度も出し直す必要がなくなり、手続をスムーズに進めることができる便利な制度です。



※ 相続手続に必要な他の書類は、各機関で異なりますので、提出先となる各機関にご照会ください。

## ポイント

相続手続がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。